

## 第3編 武力攻撃事態等対処編

---



## 第3編 武力攻撃事態等対処編

武力攻撃事態等において、市は、直ちに初動体制を整え、国、県及び関係機関と連携を図りながら、住民への警報や避難の指示の伝達、住民の避難誘導、救援、武力攻撃災害への対処等の国民を保護するための措置を、迅速かつ的確に実施しなければならない。

そのため、情報の的確な伝達や対策本部の迅速な設置、職員の動員配置が実施できる24時間即応可能な体制を整備しておく必要がある。

また、武力攻撃災害が既に発生している場合には、情報を迅速に収集し、被害等の拡大の防止や、一刻も早い人命の救助・救命、医療の実施などを行うとともに、消火等の必要な武力攻撃災害対処の措置を実施して被害の拡大防止に全力を挙げなければならない。

本編では、こうした措置の実施体制、住民の避難及び救援の実施方法、武力攻撃災害への対処方法などについて定めるものである。

また、こうした措置を迅速かつ円滑に実施するために策定した「国民保護実施マニュアル」を随時改定する。

### 第1章 実施体制の確保

#### 第1節 全庁的な体制の整備

##### 1 事態認定前における新座市緊急事態連絡会議の設置及び初動措置

###### (1) 新座市緊急事態連絡会議の設置

ア 市長は、現場からの情報により多数の人を殺傷する行為等の事案の発生を把握した場合には、市としての的確かつ迅速に対処するため、新座市緊急事態連絡会議（以下「連絡会議」という。）を速やかに設置する。連絡会議は、市国民保護対策本部員のうち、事案発生時の危機管理に不可欠な少人数の要員により構成する。

イ 市は、連絡会議を設置したときは、直ちに事態の発生について、県に連

絡する。

ウ 連絡会議は、警察、消防機関等の関係機関を通じて当該事案に係る情報収集に努め、県、警察、消防機関等の関係機関に対して迅速に情報提供を行う。

(2) 事態認定前における初動措置

市は、連絡会議において、事態に応じて関係機関により講じられる消防法、警察官職務執行法、災害対策基本法等に基づく避難の指示、警戒区域の設定、救急救助等の応急措置についての情報を収集・分析し、被害の最小化を図る。

なお、市長は、事案に伴い発生した災害への対処に関して、必要があると認めるときは、県や関係機関に対し、支援を要請する。

2 市国民保護対策本部の設置と職員の配備

国から市国民保護対策本部設置の指定があった場合には、市長は、市国民保護対策本部を設置し、職員を配備する。

第2編第2章に定める配備計画に充てられている職員は、動員の指示があったときには、直ちに所定の場所に参集して初動対応等を行う。

なお、武力攻撃事態の状況等により、所定の場所に参集できない場合は、次の順に最寄りの非常参集場所に参集する。

[非常参集場所]

(1) 市庁舎

(2) 現地対策本部が設置される事務所

なお、非常参集した場合は、本部員又は現地対策本部長の指示に従う。

## 第2節 市国民保護対策本部の組織等

1 市国民保護対策本部の組織及び担当業務

(1) 組織の体系について

ア 国民保護対策本部の組織は別表のとおりとする。

イ 本部会議は、本部長、副本部長、本部員で構成し、本部長、副本部長、本部員の出席をもって開催する。

(7) 本部長 市長

(1) 副本部長 副市長、教育長

(9) 本部員 総務部長、総合政策部長、財政部長、市民生活部長、総合福祉部長、こども未来部長、いきいき健康部長、

都市整備部長、上下水道部長、教育総務部長、学校教育  
部長、会計管理者、議会事務局長、選挙管理委員会  
事務局長、監査委員事務局長、新座消防署長、新座市  
消防団長

(2) 本部長の権限

本部長の権限は、以下のとおりである。

- ア 市の区域内の措置に関する総合調整
- イ 県国民保護対策本部長に対する総合調整の要請
- ウ 県国民保護対策本部長に対する指定行政機関、指定公共機関が実施する  
国民の保護のための措置に関する総合調整の要請の求め
- エ 国の職員等の本部会議への出席の求め
- オ 県国民保護対策本部長に対する必要な情報の提供の求め
- カ 国民保護措置に係る実施状況の報告又は資料の求め
- キ 市教育委員会に対する措置の実施の求め

(3) 本部の機能

本部の機能は、以下のとおりである。

- ア 市長が国民保護措置を実施する際、その意思形成を補佐すること。
- イ 本部長の関係機関に対する総合調整権の発動を補佐すること。
- ウ 市長以外の市の執行機関が行う国民保護措置について必要な調整を行う  
こと。

(4) 現地対策本部の設置

本部長は、必要と認めるときは、現地対策本部を設置することができる。

- ア 現地対策本部に現地対策本部長、現地対策本部員を置き、副本部長、本  
部員、その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。
- イ 現地対策本部は、主に以下の業務を所掌する。

- (7) 住民の避難誘導
- (1) 避難所での救援
- (2) 被災者の捜索及び救助
- (3) 道路等必要な応急復旧対策の実施
- (4) 安否情報、武力攻撃災害情報の収集
- (5) ボランティアとの連携に関すること
- (6) その他国民保護措置に必要な事務

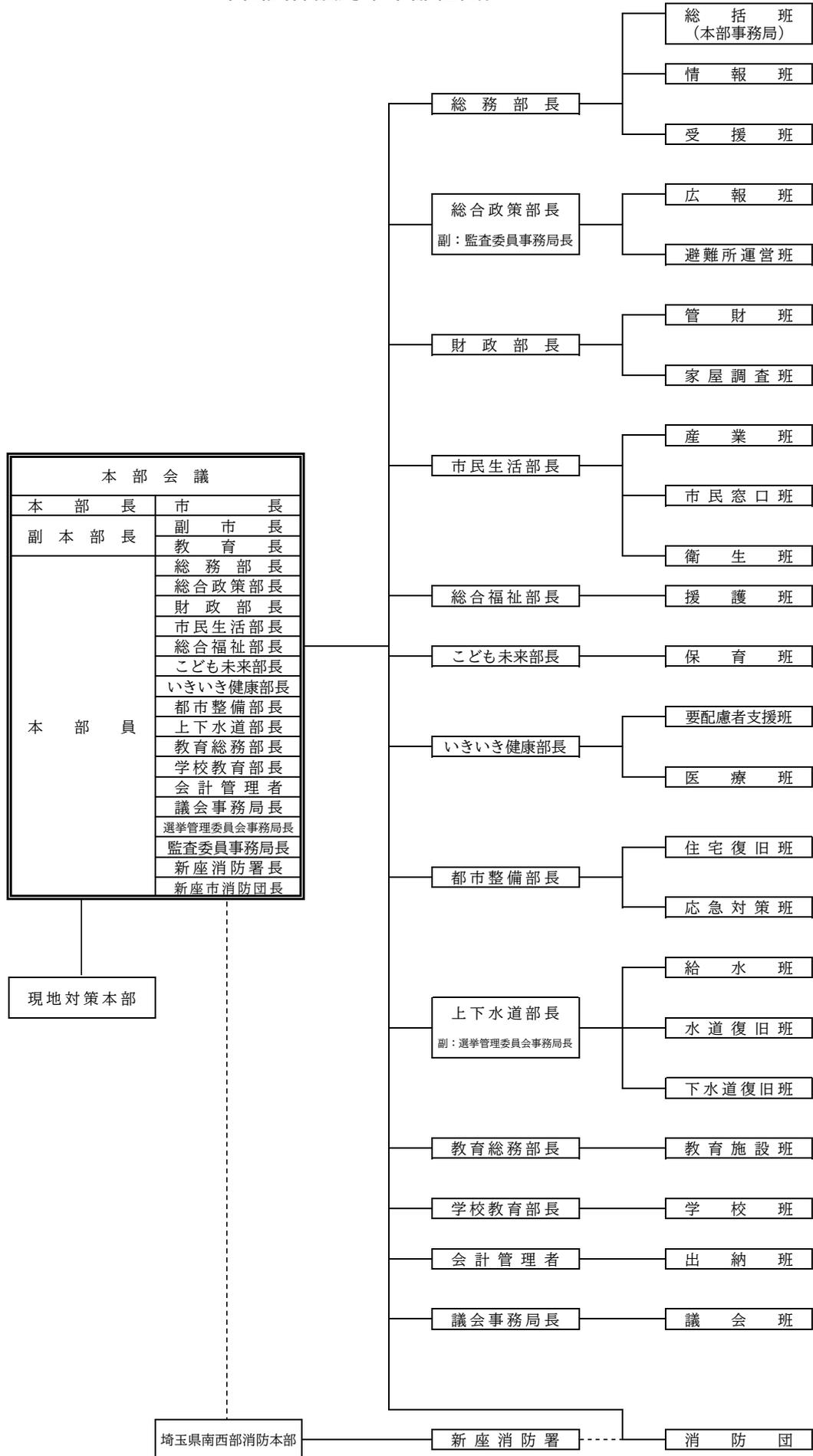
(5) 本部の担当業務について

本部の担当業務は、別表のとおりとする。

## 2 本部会議の開催場所の決定

- (1) 本部会議は、原則として市役所本庁舎3階会議室で開催する。
- (2) 市庁舎が被災又は被災のおそれがあり、設置が困難な場合には、新座消防署内ほか市長が別途開催場所を決定する。

市国民保護対策本部組織表



□市国民保護対策本部の主な業務

統括責任者等	班名等	主な業務
本部会議	本部長	国民の保護のための措置の総合調整に関すること 本部の事務の統轄に関すること
	副本部長	本部長の補佐に関すること 対策本部の事務の整理に関すること 本部長に事故があるときの職務の代理
	本部員	収集された情報に基づく各班の活動方針の検討 本部会議における決定事項の命令指揮 現地等における指揮監督
総務部長	総括班	市国民保護対策本部の設置及び開設に関すること 被害状況、応急復旧対策の実施状況の総括取りまとめに関すること 国からの指示及び国への要請並びに連絡調整に関すること 県からの指示及び県への要請並びに連絡調整に関すること 他の市町村、消防、警察、自衛隊その他の関係機関への応援の求め、要請及び連絡調整に関すること 危険物対策、生活関連等施設の安全確保に関すること 指定公共機関及び指定地方公共機関への要請及び連絡調整に関すること 消防団、自主防災組織への要請及び連絡調整に関すること 警報の通知に関すること 避難の指示の伝達に関すること 避難実施要領の策定に関すること 緊急通報に関すること 退避の指示に関すること 警戒区域の設定に関すること 特殊標章に関すること
	情報班	国民保護に関する情報の収集に関すること 各班からの情報集約 情報の分類・整理・周知 本部会議及び本部事務局の活動の記録 情報関連システムの被害状況の把握、応急復旧 通信連絡体制の確保 交通機関・ライフラインの応急・復旧対策の要請に関すること
	受援班	市職員及びその家族の安否確認 市職員の参集状況の管理 各班の人的・物的資源状況の取りまとめ 各班の人的・物的資源受入れ状況の取りまとめ 応援団体との調整 応援団体への支援 県朝霞支部等との調整
総合政策部長 副：監査委員事務局長	広報班	住民への通知、指示等の伝達に関すること 報道機関に対する発表に関すること 国民保護に関する広報全般に関すること その他報道に関すること
	避難所運営班	避難所の開設、運営補助、自主運営組織立ち上げ 被災者の避難所への誘導、収容に関すること 統廃合決定後の撤収 避難所情報の把握、報告
財政部長	管財班	庁舎、その他市有財産の被害状況の把握及び応急修理 本部会議及び本部事務局の設置 救出用資機材、応急対策活動用資機材の調達 車両の管理、調達及び配車 ライフラインの被害状況の把握及び庁舎の応急復旧の要請 国民保護関係予算及び資金の管理 国、県等の補助金に関すること
	家屋調査班	住家等の被害認定調査

## □市国民保護対策本部の主な業務

統括責任者等	班名等	主な業務
市民生活部長	産業班	農地、農業用施設、農作物、園芸作物の被害状況把握、復旧対策
		商工業関係の被害状況把握、復旧対策
		生活関連物資等の価格安定に関すること
	市民窓口班	家畜の防疫
		帰宅困難者対策
		その他産業経済に関すること
衛生班	来庁者の対応、誘導	
	安否情報の収集及び提供に関すること	
	住民の各種相談窓口に関すること	
総合福祉部長	援護班	ごみ処理、し尿処理に関すること
		武力攻撃災害廃棄物の処理に関すること
		動物保護・猛獣対策に関すること
		その他環境衛生対策に関すること
		食糧及び生活必需品の調達・管理・輸送
		行旅病人及び行旅死亡人の取扱い
子ども未来部長	保育班	遺体の捜索、収容及び埋葬（火葬）
		社会福祉団体との連絡及び協力要請に関すること
		ボランティアセンターの開設及び活動計画に関すること
		外国人への支援
いきいき健康部長	要配慮者支援班	保育所児童の避難、救護及び保護者への引渡し
		保育所施設等の応急修理及び災害復旧工事に関すること
	医療班	園児・職員の健康管理
		応急保育に関すること
		保育園再開に向けた対応
		避難行動要支援者の安否確認及び避難支援
都市整備部長	住宅復旧班	要配慮者の避難場所への誘導
		要配慮者利用施設の被害状況の把握
		避難した要配慮者への対応
		医療救護需要の把握
	応急対策班	医療機関の被害状況の把握
		医療救護所の設置
		医師会、医療機関との連絡調整・応援要請に関すること
		防疫、保健衛生
上下水道部長 副：選挙管理委員会事務局長	給水班	食品衛生
	水道復旧班	要配慮者への医療支援
	下水道復旧班	医療相談対応
教育総務部長	教育施設班	住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去に関すること
		被災住宅の応急修理に関すること
教育総務部長	住宅復旧班	公園の被害状況の把握、応急復旧
		野外避難所の設営及び管理
		応急仮設住宅に関する国、県との調整
	応急対策班	応急仮設住宅に関する用地確保、建設、維持管理
		応急仮設住宅としての民間建築物の調達
		道路、河川、橋梁等の被害状況の把握、復旧
上下水道部長 副：選挙管理委員会事務局長	給水班	避難経路、物資輸送路の確保
	水道復旧班	道路障害物の除去作業に関すること
	下水道復旧班	土木建設業者等との連絡調整
上下水道部長 副：選挙管理委員会事務局長	給水班	応急給水
	水道復旧班	飲料水の調達、管理
	下水道復旧班	水道施設の被害状況の把握、応急復旧
教育総務部長	教育施設班	給水源の確保
		下水道施設の災害復旧工事に関すること
教育総務部長	教育施設班	教育施設の被害状況の把握、応急復旧
		文化財の被害状況の把握、応急復旧

□市国民保護対策本部の主な業務

統括責任者等	班 名 等	主 な 業 務
学校教育部長	学 校 班	児童、生徒の避難、救護及び保護者への引渡し
		児童、生徒及び教職員の被災状況の把握
		児童、生徒及び教職員の健康管理
		児童、生徒の教育相談
		学校再開に向けた対応
		応急教育
		避難所運営支援
		被災児童、生徒への学用品等の支給
		炊き出し、衛生管理
		会計管理者
議会事務局長	議 会 班	新座市議会に関すること
消 防 団		管轄区域又は隣接地区における武力攻撃災害防御活動に関すること
		人命の救出及び救助に関すること
		被災者の避難誘導に関すること
		避難路等の障害物の除去に関すること
		危険物等の措置に関すること
		排水活動及び給水活動の協力に関すること
		死者及び行方不明者の捜索に関すること
		被災情報の収集に関すること
その他武力攻撃災害防御に必要な活動に関すること		
各 班 共 通		住民の避難誘導に関すること
埼玉県南西部消防本部		庁舎の保全に関すること
		本部の設置・運営に関すること
		市国民保護対策本部及び関係機関との連絡・調整に関すること
		情報の収集・伝達に関すること
		警防活動方針の決定に関すること
		消防職員の動員及び消防団との連絡調整に関すること
		消火活動の実施に関すること
		救急・救助活動の実施に関すること
		消防隊等の増強及び編成に関すること
		車両等燃料の確保に関すること
		食料・飲料水の確保に関すること
		避難の勧告・指示に関すること
		仮救護所の設置に関すること
住民の避難誘導に関すること		

## 第3節 関係機関との連携体制の確保

### 1 武力攻撃事態等における通信の確保

#### (1) 情報通信手段の機能確認等

市は、国民保護措置の実施に必要な通信の手段を確保するため、必要に応じ、情報通信手段の機能確認を行い、支障が生じた情報通信施設については応急復旧作業を行う。また、市は、直ちに県にその状況を連絡する。

#### (2) 通信確保のための措置の実施

市は、武力攻撃事態等における通信輻輳により生じる混信等の対策のため、必要に応じ、通信運用の要員等を避難先地域等に配置し、自ら運用する無線局等の通信統制等を行うなど、通信を確保するための措置を講じるよう努める。

### 2 国・県の現地対策本部との調整

市は国・県の現地対策本部が設置された場合には、連絡員を派遣するなどして当該本部と密接な連絡を図ることとする。また、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、当該協議会に参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力に努めるものとする。

### 3 国民保護派遣の要請

市長は、主に以下に掲げる場合において、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときには、知事に対して、自衛隊の部隊等の派遣の要請を行うよう求める。

#### (1) 避難住民の誘導

#### (2) 避難住民等の救援

#### (3) 武力攻撃災害への対処

#### (4) 武力攻撃災害の応急の復旧

知事に対して要請を行うよう求める場合には、次の事項を明らかにするとともに、文書により行う。ただし、事態が切迫しているなど文書によることができない場合には、口頭で行う。

#### (1) 武力攻撃災害の状況及び派遣を要請する理由

#### (2) 派遣を希望する期間

#### (3) 派遣を希望する区域及び活動内容

#### (4) その他参考になるべき事項

### 4 県・警察との連携

#### (1) 県との連携

ア 警報が発令された場合、市は、あらかじめ定めた職員の動員方法、配備計画等に基づき速やかに武力攻撃事態等への対処体制に移行し、情報の収集伝達に努め、状況を県に報告する。

イ 本部設置の指定を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を設置するとともに、設置した旨を県国民保護対策本部に報告する。

ウ 他の都道府県から多数の避難住民を受け入れる可能性がある場合には、県を通じて他都道府県との連携を図る。

## (2) 警察との連携

市は、市国民保護対策本部を設置したときは、新座警察署に通知する。

## 5 現地調整所の設置

市長は、国民保護措置が実施される現場において、現地関係機関（消防機関、警察機関、自衛隊、医療機関、関係事業者等の現地で活動する機関をいう。）の活動を円滑に調整する必要があると認めるときは、現地調整所を速やかに設置し、現地関係機関の間の連絡調整を図るものとする。ただし、市が対応することが困難な場合、災害の状況が重大な場合、当該措置が市の区域を越えて実施される場合等、現地関係機関の調整に県が最も適切に対処しうると判断されるときは、市長と調整の上、知事が現地調整所を設置する。その場合、市は、職員を現地調整所に派遣する。

## 第4節 市国民保護対策本部の廃止

市長は、内閣総理大臣から、市国民保護対策本部を設置すべき市の指定について、解除の通知を受けたときは、速やかに市国民保護対策本部を廃止する。

## 第5節 住民との連携

武力攻撃事態等が発生した場合や多数の避難住民を受け入れる場合、武力攻撃災害への対処を始め、警報の伝達や避難の指示、住民の避難誘導や救援、安否情報の収集等について、自主防災組織、ボランティア、事業者の協力を要請することとなる。

このため、市は、自主防災組織に協力を要請するほか、ボランティア活動が円滑かつ効率的に実施できるように、あらかじめ定めるところにより日本赤十字社

埼玉県支部、新座市社会福祉協議会などと連携を図り、ボランティアセンターを設置する。

なお、自主防災組織に協力を求める事項は第2編第12章第2節に、ボランティアに協力を求める事項は同編同章第3節に定めるとおりとし、自主防災組織の住民及びボランティアの安全確保に十分配慮する。

## 第2章 国民保護措置従事者等の安全確保対策

### 第1節 特殊標章等の交付

1 特殊標章等とは、以下のものをいう。

(1) 特殊標章

ジュネーヴ諸条約第1追加議定書に定める国際的な特殊標章であって、オレンジ色地に青の正三角形からなる特殊標章をいう。

(2) 身分証明書

第1追加議定書に定める文民を保護するための証明書をいう。

2 市長は、国の定める基準、手続等に従い、必要に応じて具体的な要綱を作成した上で、市の職員のうち国民保護措置に係る職務を行う者に対して、特殊標章等の使用を認める。

3 市長は、国民保護措置に協力する自主防災組織やボランティア等に対しても、特殊標章等を交付し、使用を認める。

### 第2節 安全確保のための情報提供

市は、避難住民や運送事業者、自主防災組織、ボランティアなどの安全を確保するため、武力攻撃事態等の状況など、必要な情報を以下の手段等により提供する。

(1) 避難住民集合場所、避難誘導拠点、避難住民運送車両、避難所、物資集積所における放送や掲示

(2) 防災行政無線による伝達

(3) 広報車による広報

## 第3章 住民の避難措置

### 第1節 警報の通知の受入れ・伝達

#### 1 県からの警報の通知の受入方法

県は、国から警報の通知を受け取ったときには、市町村長に対して直ちに警報を通知するとされており、市は、以下のとおり通知を受け入れる。

なお、警報には、次に定める事項が示される。

- ① 武力攻撃事態等の現状及び予測
- ② 武力攻撃が迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域（地域を特定できる場合のみ）
- ③ その他住民及び公私の団体に周知させるべき事項

#### (1) 勤務時間内

ア 県からの警報の通知は、危機管理課が受信する。

イ 危機管理課は、受信した旨直ちに県（危機管理課）へ返信する。

#### (2) 勤務時間外

ア 県（宿日直者）からの警報の通知は、守衛室が受信する。

イ 守衛室は直ちに危機管理課長へ連絡し、危機管理課長は受信した旨直ちに県（宿日直者）へ返信する。

#### 2 市の他の執行機関、議会、消防機関への通知

市は、県から警報の通知を受けたときは、市の他の執行機関（教育委員会、公平委員会、農業委員会、監査委員、選挙管理委員会、固定資産評価審査委員会）、議会、消防機関に対して直ちに警報を通知する。

#### 3 市の住民等への伝達

#### (1) 住民への伝達

市は、県から警報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、以下のとおりである。

ア サイレン（国が定めた放送方法による。）

イ 防災行政無線

ウ 町内会を通じた伝達

エ 広報車

- オ ホームページへの掲載
- カ 公共施設等への掲示
- キ FAX（主に、聴覚障がい者に対して行う。）

#### (2) 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、市が所管する大規模集客施設等の管理者に対して、警報の伝達に努める。

#### 4 警報の解除の伝達

警報の解除の伝達については、上記に定める警報の発令の場合に準じて行う。ただし、武力攻撃予測事態及び武力攻撃事態の双方において、サイレンは使用しない。

## 第2節 緊急通報の伝達

緊急通報は、当該武力攻撃災害による住民の生命、身体及び財産に対する危険を防止するため、緊急の必要があると認められるときで、武力攻撃災害が発生した場合又は武力攻撃災害がまさに発生しようとしている場合に知事から発令され、市長に通知される。また、緊急通報の内容は、以下のとおりである。

- (1) 武力攻撃災害が発生した日時
- (2) 武力攻撃災害が発生した場所又は地域
- (3) 武力攻撃災害の種別
- (4) 被害状況
- (5) 上記のほか住民等に対し周知させるべき事項

#### 1 住民への伝達

市は、県から緊急通報の通知を受けた場合には、直ちに住民に対して伝達を行う。その手段は、「第1節 警報の通知の受入れ・伝達」に準じる。

#### 2 大規模集客施設等の管理者への連絡

市は、「第1節 警報の通知の受入れ・伝達」に準じて、大規模集客施設等の管理者に対して、緊急通報の伝達に努める。

## 第3節 避難の指示等

#### 1 避難の指示の受入れ・伝達等

国の対策本部長は、警報を発令した場合において、住民の避難が必要であると認めるときには、基本指針の定めるところにより、知事に対して住民の避難に関する措置を講じるべきことを指示し、知事は、関係市町村長に通知する。

指示の内容は以下のとおりである。

- ① 住民の避難が必要な地域（要避難地域）
- ② 住民の避難先となる地域（避難先地域。なお、住民の避難経路となる地域を含む。）
- ③ 住民の避難に関して関係機関が講じるべき措置の概要

(1) 県からの指示の受入方法

県からの避難の指示の受入れは、「第1節 1 県からの警報の通知の受入方法」に準じて行う。

なお、知事は、国から避難措置の指示を受けた場合には、避難の指示を次の2段階に分けて関係市町村長に行い、市町村長に対して避難誘導體制の早期確立を促すこととしている。

ア 第1段階の避難指示

国から避難措置の指示が行われた場合、直ちに国から示された内容のみを、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

イ 第2段階の避難指示

第1段階の避難指示の後、速やかに以下の3点について決定し、要避難地域を管轄する市町村長を経由して住民に指示する。

- (7) 主要な避難経路
- (4) 避難のための交通手段
- (7) 避難先地域における避難施設

(2) 住民への避難の伝達等

市長は、知事から避難の指示を受けた場合には、その旨を直ちに住民に対して伝達するとともに、あらかじめ定めたモデル避難実施要領から適切なものを選択し、避難実施要領を速やかに作成する。

ア 避難実施要領の作成

(7) 第1段階の避難指示があったとき

市長は、第2編第4章第2節に定める、あらかじめ作成しておいた「モデル避難実施要領」のうちから適切な要領を選択し、避難実施の準備を開始する。

(4) 第2段階の避難指示があったとき

市長は、発生した事態に対する「避難実施要領」を完成させる。その

際、県と必要な調整を行う。

なお、避難実施要領には、以下の内容を盛り込む。

- a 要避難地域の住所
- b 避難住民の誘導の実施単位（自主防災組織、町内会、事務所等）
- c 避難先の住所及び施設名
- d 避難住民集合場所及び鉄道・バス運送拠点
- e 集合時間及び集合に当たっての留意点
- f 避難の交通手段及び避難の経路
- g 市職員、消防団員の配置、担当業務等
- h 要配慮者への対応
- i 要避難地域における残留者の確認方法
- j 避難誘導中の食料の給与等の支援内容
- k 避難住民の携行品、服装
- l 問題が発生した場合の緊急連絡先等

市長は、避難実施要領を完成させたときには、住民へ周知するとともに、消防機関等と連携して迅速かつ的確に住民を避難誘導する。

#### イ 住民への周知内容及び方法

市長は、第2編第4章第4節で定めた内容を、一般住民、要配慮者に対し、あらかじめ定めた方法で周知する。

なお、自衛隊基地、米軍施設、危険物施設の周辺の住民から優先して周知するなど、あらかじめ定めた優先順位に基づき実施する。

#### ウ 関係機関への通知

市長は、避難実施要領を定めたときは、本市の他の執行機関、消防機関、警察署、自衛隊のほか、県、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関等に通知する。

#### (3) 避難先地域の通知の受入れ

本市が避難先地域となった場合の知事からの通知の受入れは、「第1節 1 県からの警報の通知の受入方法」に準じて行う。

#### (4) 避難の指示を周知すべき機関

ア 第1編第5章第4節に規定する公共的団体のうち関係する団体

イ 避難誘導実施の補助や救援の補助の協力を要請できる自主防災組織又はボランティア団体

#### 2 市の区域を越える住民の避難

武力攻撃事態等が広い地域で発生した場合には、本市の住民が市の区域を越

えて避難を行うことや、逆に他市の住民が本市へ避難してくるなどが考えられる。

こうした市の区域を越える避難の際には、避難実施要領及び知事の指示に基づき、住民を避難誘導する。

## 第4節 避難住民の運送手段の確保

要避難地域における避難住民の運送手段については、第2編第4章第7節の「交通手段選択の基本方針」に基づき実施する。

### 1 運送手段の選択方法

#### (1) 避難誘導拠点の決定

市は、地域の安全を確認し、周辺の交通事情を考慮した上、避難誘導の拠点を決定する。

#### (2) 要配慮者の避難

市は、あらかじめ第2編第4章第7節で定めた方法により要配慮者の避難を実施する。

### 2 運送事業者への協力要請

市は、鉄道事業者、バス事業者等に対して、国民保護業務計画又は第2編第4章第7節によりあらかじめ締結した協定に基づき、以下の事項を示して避難住民の運送について協力を要請する。

#### (1) 武力攻撃災害の内容・規模、発生日時（又は予想日時）

#### (2) 要避難地域と避難先地域、避難施設、避難経路

#### (3) 避難住民の数

要請を受けた各運送事業者は、業務計画又は協定に基づき避難住民の運送を実施することとする。

### 3 運送実施状況の把握

(1) 避難誘導拠点、避難施設に配置された市職員等は、避難住民運送の実施状況について、逐次市国民保護対策本部に報告する。

(2) 市国民保護対策本部は、運送事業者の実施する避難住民の運送状況について、情報収集を行う。

(3) 市国民保護対策本部は、避難誘導の実施状況について取りまとめ、逐次県国民保護対策本部に報告する。

## 第5節 避難路の選定と避難経路の決定

避難の指示があった場合には、市は、県が決定した主要避難経路に接続する避難経路を第2編第4章第8節により選定してある候補路の中から選定し、避難経路を決定する。

なお、自衛隊の行動と住民の避難行動が交錯することも考えられるため、市は、あらかじめ定めた方法により、県や自衛隊から自衛隊の部隊の行動について情報を収集し、警察と調整を図った上で、避難経路を決定する。

## 第6節 避難路の交通対策の実施

### 1 警察署長への交通規制の要請

市長は、武力攻撃事態等における交通の混乱を防止し、住民の避難を迅速かつ安全に実施するため、警察署長に対し、必要な交通規制を要請する。

### 2 交通規制の周知

市は、交通規制の状況について、防災行政無線、広報車等を使用して住民に周知する。

### 3 関係機関による道路啓開

市長は、被害状況を把握し、迅速な道路啓開を行う。

## 第7節 避難誘導の実施

### 1 避難誘導の実施

市長は、避難実施要領を定め、市職員及び消防団長を指揮し、埼玉県南西部消防本部消防長と協力して住民の避難誘導を行い、必要があると認めるときには、警察署長又は出動等を命じられた自衛隊の部隊等の長に対し、警察官又は自衛官による住民の避難誘導を行うように要請する。

また、市長は、避難住民の誘導に当たっては、避難実施要領の周知徹底に努めるほか、武力攻撃事態等の推移、武力攻撃災害の発生状況その他の避難に資する情報を随時提供し、混乱が生じないように配慮する。

なお、避難誘導を行う者は、混雑等から生じる危険を未然に防止するため、

危険な事態の発生のおそれが認められた時点で、以下に掲げる危険行為を行う者等に対して、警告及び指示を行うことができる。

- (1) 避難経路となる場所に避難の障害となるような物件を設置している者
- (2) 避難の流れに逆行する者

## 2 県への支援の求め

市長は、住民の避難誘導の状況について知事に報告するとともに、県職員の派遣や食料、飲料水、医療及び情報等の提供などについて、知事に必要な支援を求める。

## 3 県、自衛隊、警察等からの情報収集、提供

避難誘導する際に住民の安全を確保する必要があるため、市は、あらかじめ定めた方法により、県、自衛隊、警察等から武力攻撃災害に関する情報を収集し、避難住民に提供しながら、避難誘導を実施する。

## 第8節 避難の指示の解除

市は、避難の指示が解除されたときは、避難住民を通常の生活に復帰させるため、避難住民の復帰に関する要領を策定し、避難住民の誘導、情報の提供、関係機関との調整等の必要な措置を講じる。

## 第4章 避難住民等の救援措置

避難住民等の救援は、市と県が連携し、指定公共機関、指定地方公共機関、その他公共的団体の協力を得ながら、必要に応じて以下の内容を実施する。

救援の程度、方法については、「平成25年内閣府告示第229号」に定めるところによる。

また、救援の期間については、救援の指示があった日又は救援を開始した日から内閣総理大臣が定める日までとする。

- (1) 収容施設の供与
- (2) 食品の給与・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与
- (3) 医療の提供及び助産
- (4) 被災者の捜索及び救出

- (5) 死体の捜索、処理及び埋・火葬
- (6) 電話その他の通信設備の提供
- (7) 被災住宅の応急修理
- (8) 学用品の給与
- (9) 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

## 1 収容施設の供与

### (1) 収容施設の決定方法等

避難所については、知事が、あらかじめ指定した避難施設の中から市長と調整して決定するとともに、必要に応じて第2編第4章第11節で定めた住宅供給対策に基づき対処する。

### (2) 避難施設の管理者への通知

市は、指定に当たっての県からの避難施設の管理者への通知を管理者へ伝達する。

### (3) 収容施設の運営、維持管理等

#### ア 避難所の運営

避難所の運営は、第2編第4章第6節であらかじめ定めた「避難所運営マニュアル」に基づき、救援を行うため配置された市及び県の職員が責任者となり、当該施設職員、ボランティア、自主防災組織、避難住民等の協力を得て運営するよう努める。ただし、配置される市及び県の職員が到着するまでの間は、応急的に避難所の管理者が運営するよう努める。

#### イ 応急仮設住宅の維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、原則として県から委託された市が行う。

#### ウ 避難住民のプライバシーの確保への配慮

市は、収容施設における避難住民のプライバシーの確保について配慮する。

## 2 食品の給与・飲料水の供給及び生活必需品の給与又は貸与

市は、県と協力して、避難住民等の基本的な生活を確保するため、食料品・飲料水の供給及び生活必需品の供給又は貸与を実施する。

### (1) 必要物資の報告

市は、それぞれの避難所等において、救援に必要な食料品・飲料水・生活必需品の必要数量を算出し、不足分を適宜県に報告する。

### (2) 応援物資の集積等

市は、第2編第6章第2節、第3節に定める体制に基づき、応援物資を集積し、仕分けし、配送し、又は発送する。

なお、本市が被災地及び避難先地域に該当しない場合で、本市から応援物資を発送するときには、あらかじめ発送する品目や時期等について県と調整する。

(3) 緊急物資の運送方法等

ア 運送方法

市は、武力攻撃事態等の状況、地域の交通状況や運送物資の優先順位等を考慮の上、最も適した運送手段を選択する。

また、市は、必要に応じて、運送事業者である指定公共機関及び指定地方公共機関に対して運送を要請する。

イ 運送実施状況の把握

市は、運送車両の出発時間と到着時間、緊急物資の品目・数量及び運送途中で支障が出た等の運送状況について、関係する避難所に連絡を行う。

(4) 緊急物資運送路の確保

ア 県国民保護対策本部との調整

市は、緊急物資の運送道路を決定する際には県国民保護対策本部長と必要な調整をする。

イ 警察との調整

市は、緊急物資運送路における交通の混乱を防止し、円滑かつ安全な住民避難を実施するため、緊急物資の運送道路を決定する際には新座警察署と調整をする。

(5) 受入れを希望する緊急物資情報の発信等

市は、自主防災組織等の協力を得ながら、避難住民が希望する緊急物資を把握し、その内容のリスト及び送り先、運送方法等について、自ら及び県国民保護対策本部を通じて、公表するよう努める。

また、本市が被災地又は避難先地域に該当しない場合には、必要に応じて緊急物資に関する問い合わせ窓口を設けるとともに、被災地又は避難先地域のニーズについて広報を行う。

3 医療の提供及び助産

武力攻撃事態等により、傷病者等が発生した場合において基本となる医療体制は、第2編第7章に定めるところによる。

(1) 救急救助、傷病者の搬送

ア 消防機関の活動

## (7) 出動の優先順位の基準

武力攻撃災害等の発生時には、その状況についての的確に情報を収集し、武力攻撃災害の程度に応じて優先順位を定め、出動を行うものとする。ただし、状況の変化に応じて適宜再配置を行うものとする。

## (1) 救急救助活動の優先順位の基準

救急救助活動を行うに当たっては、主に以下の事項について考慮の上、優先順位を決定して実施していくものとする。

- a トリアージを実施して、救命の処置を必要とする重傷者を優先する。
- b 高齢者、乳幼児等抵抗力が低い者を優先する。
- c 同時に多数の救急救助が必要となる場合は、武力攻撃災害発生現場付近を優先する。
- d 武力攻撃災害発生現場付近以外で同時に多数の救急救助が必要となる場合は、より多くの人命を救護できる現場を優先する。

## (7) 応援の要請

一つの消防機関で対処することが困難と認められる場合には、あらかじめ締結しておいた協定に基づき、他の消防機関の応援を求めるものとする。

## イ 傷病者搬送の手順

第2編第7章第2節によりあらかじめ定めた手順により、傷病者の搬送を実施するものとする。

## (7) 傷病者搬送の判定

医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、トリアージの実施結果を踏まえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判断するものとする。

## (1) 傷病者搬送の要請

- a 医療救護班又は傷病者を最初に受け入れた医療機関は、消防機関に傷病者の搬送を要請するものとする。
- b 消防機関だけで対応できない場合には、第2編第7章第2節による民間の患者等搬送事業者に対して搬送を要請するものとする。
- c 市は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプター等による搬送の要請を行う。

## (7) 傷病者の後方医療機関への搬送

市、消防機関は、傷病者搬送の要請を受けたときは、あらかじめ定めた搬送先順位に基づき、収容先医療機関の受入体制を十分確認の上、搬

送する。

(2) 医療救護班の編成と医療資機材等の調達

ア 医療救護班の編成手順と派遣方法

市は、第2編第7章第1節2により定めた方法により、医療救護班を編成し派遣する。

イ 医療資機材等の調達

市は、医療救護班の使用する医療資機材等が不足する場合には、県に調達を要請する。

(3) 医療救護所の設置

市は、第2編第7章第1節2で定めた方法により、医療救護所を設置する。

(4) NBC災害への対処

核、生物剤、化学剤による攻撃により災害が発生した場合には、国、県等の関係機関との連携を図りながら対処する。

(5) 医療の要請等に従事する者の安全確保

市は、医師、看護師その他の医療関係者に対し、医療を的確かつ安全に実施するために必要な情報を随時十分に提供すること等により、医療関係者の安全の確保について、十分に配慮する。

4 被災者の捜索及び救出

市は、県、警察、自主防災組織、ボランティアと協力し、救急救助活動を実施する消防機関と連携しながら、被災者の捜索及び救出を実施する。

(1) 被災情報等の把握

市は、県と協力し、安否情報、被災情報の収集を行う。  
収集した情報は、逐次県国民保護対策本部へ報告する。

(2) 被災地における捜索・救助の実施

ア 市は、被災情報に基づき、被災者の捜索及び救出を行う。また、自主防災組織、住民が独力で捜索・救助が可能と思われる場合は、自主防災組織等に捜索・救助を依頼する。

イ 被災情報、捜索・救助の状況について、逐次県国民保護対策本部に連絡し、指示を受ける。

(3) 救助資機材の調達

市は、自らが保有している救助資機材では対応が困難と認める場合には、県に救助資機材の調達を要請する。

5 死体の捜索、処理及び埋・火葬

市は、県、自衛隊、警察、消防機関と相互に連携しながら、武力攻撃事態等

において発生した死体の捜索、処理、埋火葬等を適切に実施する。

(1) 死体の捜索

市は、県や警察などの関係機関の協力のもとに死体の捜索を実施する。

ただし、NBC攻撃災害により、死体に付着した危険物質等の洗浄等が必要な場合には、自衛隊など専門知識を有する機関に依頼する。

(2) 死体の処理

市は、県が行う以下の死体の処理に協力する。

ア 一時保管

検視（見分）・検案前の死体の一時保管を行う。

（注）検視…警察・検察が、死亡が犯罪に起因するか否か死体の状況を調べる処分

見分…警察が、非犯罪死体について死体の状況を調査する処分

検案…医師が死亡を確認すること。埋葬に必要

イ 検視（見分）

検察・警察官が、検視（見分）を行う。

ウ 検案

救護班の医師は、検案を行う。また、必要に応じ、死体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

エ 身元確認作業等

死体の状況により身元の特定ができない場合、県は、医師又は歯科医師に身元確認に必要な検査を要請する。

オ 死体の搬送

検察・警察官による検視（見分）及び医師による検案を終えた死体は、死体収容所へ搬送し、収容する。

カ 死体収容所（安置所）の開設

被害現場付近の適当な場所（寺院・公共建物・公園等収容に適当なところ）に死体の収容所を開設し、死体を収容・整理し、埋葬・火葬前の一時保管を行う。

死体収容のための建物がない場合は、天幕・幕張り等を設備し、必要器具（納棺用具等）を確保する。

また、死体収容所（安置所）には、必要に応じて検視（見分）、検案を行うための検視所を併設する。

キ 遺留品等の整理

収容した死体の遺留品等の整理を行う。

(3) 埋・火葬対策

ア 被害状況の把握

市は、死者数を県に報告する。

イ 埋・火葬の実施

市は、第2編第7章第3節で定めたとおり、「埼玉県広域火葬実施要領」に基づき、県と協力して火葬を実施する。

6 被災住宅の応急修理

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅が被災し、自己の資力では応急修理できない者に対して、日常生活に不可欠の部分について必要最小限の修理を行う。

7 学用品の給与

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により、就学上必要な学用品を喪失した小学校児童及び中学校生徒に対し、教科書（教材を含む。）、文房具及び通学用品を支給する。

8 住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等の除去

市は、県と協力して、武力攻撃事態等により住宅及びその周辺に土石や竹木等が堆積し、自己の資力では除去できず、日常生活に著しい支障を受けている者に対して、建設業関係団体等と協力の上、必要最小限の除去を行う。

## 第5章 武力攻撃災害への対処措置

武力攻撃事態等により武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれが高い場合、市は、県、指定公共機関、指定地方公共機関等の関係機関と情報を共有するとともに、相互に連携しながら対処措置を実施し、武力攻撃災害の未然防止や拡大の防止により被害の最小化を図る。

### 第1節 対処体制の確保

1 被災情報等の収集

武力攻撃災害に迅速かつ効果的に対処していくため、市国民保護対策本部は、県国民保護対策本部、国の対策本部、警察等から情報の収集に努める。

## 2 武力攻撃災害の兆候の通報

- (1) 市長は、武力攻撃に伴って発生する火災や、動物の大量死等の武力攻撃災害の兆候を発見した者から連絡を受けたとき又は消防吏員等から通知を受けたときは、その内容の調査を行う。
- (2) 市長は、調査の結果、必要があると認めるときは、知事に通知する。また、兆候の性質により、必要な関係機関に対し通知する。

## 3 国、県への措置要請

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民の生命等を保護するため緊急の必要があると認めるときには、知事に対し国の対策本部長に必要な措置を要請するよう求める。

# 第2節 応急措置等の実施

## 1 退避の指示・警戒区域の設定

### (1) 退避の指示

市長は、武力攻撃災害が発生し、又はまさに発生するおそれがある場合において、特に必要があると認める場合には、主に以下の事項を内容とした退避の指示を行う。

また、市は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し退避の指示を周知する。

- ア 退避すべき理由
- イ 危険地域
- ウ 退避場所
- エ 住民の退避の方法
- オ 携帯品
- カ その他の注意事項

### (2) 警戒区域の設定

市長は、武力攻撃による災害が発生し、又は発生しようとしている場合で、特に必要があると認めるときには、警戒区域を設定し、立入りの制限若しくは禁止又は当該警戒区域からの退去を命じる。

警戒区域の設定に当たっては、あらかじめ定めた方法により、警察、消防機関、自衛隊から武力攻撃等の情報を収集し、その意見を聴いた上で実施する。

また、市長は、第2編第4章第4節で定めた避難の指示の周知方法に準じて、住民に対し設定された警戒区域を周知する。

(3) 市長の事前措置

市長は、武力攻撃災害が発生するおそれがあるときは、武力攻撃災害を拡大させるおそれがある設備や物件の所有者等に対して、当該設備等の除去、移動、使用の一時制限や保安等の措置を行うことを指示する。

市長は、必要により新座警察署長に対し、同様の指示をすることを要請する。

2 生活関連等施設の状況の把握

市長は、武力攻撃事態等において、市内の各生活関連等施設の安全に関連する情報、各施設における対応状況等について、県、当該施設の管理者、警察、消防機関と連携して、必要な情報の収集を行うとともに、関係機関相互で情報を共有する。

3 危険物質等の災害への対処措置

(1) 危険物質等の安全確保

市長は、危険物質等の状況について「2 生活関連等施設の状況の把握」に準じて把握する。

(2) 危険物質等取扱者に対する命令

市長は、緊急の必要があると認めるときには、危険物質等の取扱者に対し、危険物質の種類に応じ、次に掲げる措置のうち必要な措置を講じるべきことを命じる。

ア 危険物質等の取扱所の全部又は一部の使用の一時停止又は制限

イ 危険物質等の製造、引渡し、貯蔵、移動、運搬又は消費の一時禁止又は制限

ウ 危険物質等の所在場所の変更又はその廃棄

(3) 警備の強化及び危険物質等の管理状況の報告

市長は、危険物質等の取扱者に対し、必要があると認めるときは、警備の強化を求めるほか、上記(2)のアからウの措置を講じるために必要があると認める場合は、危険物質等の取扱者から危険物質等の管理の状況について報告を求める。

4 武力攻撃原子力災害への対処措置

本市には、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）の規定する原子力事業者は存在しないが、市内を核燃料物質運送車両が通過している。武力攻撃等により車両が被害を受け、積載する核燃料物質が容器外へ放出され、

又は放出されるおそれのある事態が発生した場合には、国民保護法の定める武力攻撃原子力災害に該当するため、市は、市地域防災計画に定めるところに準じて措置を実施する。

## 5 NBC攻撃による汚染への対処

### (1) 応急措置の実施

市長は、NBC攻撃が行われた場合においては、その被害の現場における状況に照らして、現場及びその影響を受けることが予想される地域の住民に対して、応急措置として、退避を指示する。

また、NBC攻撃による汚染の拡大を防止するため必要があると認めるときは、警戒区域の設定を行う。

### (2) 知事の要請による市長の措置

市長は、知事から協力要請を受けた場合には、警察、消防機関等と協力して、汚染の拡大を防止するため次の措置を行う。

ア 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件の占有者に対して、当該物件の移動を制限し、若しくは禁止し、又は廃棄すべきことを命じること。

この場合、市は、県と連携し、占有者に対し、専門的知識を有した者の派遣、資機材の貸与など、必要な協力を行う。

イ 汚染され、又は汚染された疑いがある生活の用に供する水の管理者に対して、その使用若しくは給水を制限し、又は禁止すべきことを命じること。

ウ 汚染され、又は汚染された疑いがある死体の移動を制限し、又は禁止すること。

エ 汚染され、又は汚染された疑いがある飲食物、衣類、寝具その他の物件を廃棄すること。

オ 汚染され、又は汚染された疑いがある建物への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該建物を封鎖すること。

カ 汚染され、又は汚染された疑いがある場所の交通を制限し、又は遮断すること。

### (3) 関係機関との連携

市長は、県国民保護対策本部との情報交換に努めるとともに自衛隊等の専門的意見を聴き、県国民保護対策本部に専門家の派遣等の必要な支援を要請する。

### (4) 対応時の留意事項

ア 核兵器等

核兵器を用いた攻撃による被害は、主に以下のとおりと考えられる。

- (7) 核爆発に伴う熱線、爆風、初期放射線
- (i) 爆発時に生じた放射能をもった灰（放射性降下物）からの放射線
- (ii) 初期放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射線

このため、市は、次に掲げる事項に留意の上、県が行う措置に協力するものとする。

- a 上記(7)及び(ii)は、爆心地周辺において被害をもたらすため、汚染地域が特定された後、市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力する。
- b 市は、県が実施する熱線による熱傷や放射線障害等、核兵器特有の傷病に対する初期医療に協力する。
- c (i)の放射性降下物による被害には、皮膚に付着して被ばくする「外部被ばく」及び降下物によって汚染された飲料水や食物を摂取することで被ばくする「内部被ばく」がある。このため、住民等の避難誘導に当たっては、こうした点に十分配慮して実施するものとする。
- d ダーティボムは、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらすことから、(7)、(i)及び(ii)に準じた医療措置、避難誘導等が必要となる。
- e 核攻撃等においては、避難住民等（運送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染その他放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講じるものとする。

#### イ 生物兵器

生物剤が散布されたと判明したときには、既に被害が拡大している可能性がある。また、ヒトを感染媒体とする生物剤による攻撃が行われた場合には、二次感染により被害が拡大することが考えられるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

- (7) 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置、消毒等の措置に協力する。
- (i) 市は、県による対処要員に対するワクチン接種など、所要の防護措置を講じた上で、県が行う患者の移送に協力する。

#### ウ 化学兵器

一般に化学剤は、地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は下をほうように広がる。

また、特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種

類によって異なるため、以下の事項に留意の上、措置を実施する。

- (7) 市は、県が行う警戒区域の設定、立入制限の措置に協力し、住民等を安全な風上の高台に誘導する等避難措置に協力する。
- (4) 市は、県が行う原因物質の特性に応じた救急医療に協力する。

### 第3節 保健衛生対策の実施

市は、武力攻撃災害が発生し被害が長期化する場合や避難所が多数設置されるなど、避難住民等の健康管理が必要とされる場合には、第2編第7章第3節で定めた方法に基づき、保健衛生対策を実施する。

### 第4節 動物保護対策の実施

市は、「動物の保護等に関して地方公共団体が配慮すべき事項についての基本的な考え方について（平成17年8月31日付け環境省自然環境局総務課動物愛護管理室及び農林水産省生産局畜産部畜産企画課通知）」を踏まえ、以下の事項等について、所要の措置を講じる。

- (1) 危険動物等の逸走対策
- (2) 飼養又は保管されていた家庭動物等の保護収容等

### 第5節 廃棄物対策の実施

#### 1 ごみ、がれき、産業廃棄物処理

市は、その特殊性に配慮しながら、「埼玉県災害廃棄物処理指針」に準じて廃棄物対策を実施する。

#### 2 し尿処理

市は、し尿を衛生的に処理するため、し尿施設の速やかな復旧を実施するとともに、収集運搬車両を確保して円滑な収集・運搬に努め、避難住民等の生活に支障が生じることがないように努める。

また、市は、収集・運搬及び処理に必要な人員、車両や処理施設が不足すると認められる場合には、県に対して支援を要請する。

## 第6節 文化財保護対策の実施

市は、武力攻撃災害による重要文化財等の被害状況を把握し、第2編第9章に定める対応マニュアルに基づき、文化財保護対策を実施する。

## 第6章 情報の収集・提供

### 第1節 被災情報の収集・提供

#### 1 情報の収集

市は、武力攻撃が発生した日時及び場所又は地域、発生した武力攻撃災害の概要、人的及び物的被害の状況等の被災情報を収集する。

#### 2 県への報告

市は、上記1で収集した被災情報を、県に報告する。

#### 3 情報の提供

市は、定期的に記者会見を行うなどして、収集した情報を住民に提供する。

### 第2節 安否情報の収集・提供

#### 1 情報の収集

収集する情報は、主に以下のとおりとする。

市は、避難住民等の安否情報を収集し、整理に努め、当該情報を県に報告する。

##### (1) 避難所等において避難住民等から収集する情報

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所

オ 国籍（日本国籍を有していない者に限る。）

カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ 居所

ク 負傷又は疾病の状況

ケ キ及びクのほか、連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報

コ 照会に対する同意の有無

(2) 死亡した住民に関し収集する情報

ア 氏名

イ 出生の年月日

ウ 男女の別

エ 住所

オ 国籍（日本国籍を有していない者に限る。）

カ ア～オのほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）

キ 死亡の日時、場所及び状況

ク 死体の所在

ケ 連絡先のほか、必要な情報

コ 照会に対する同意の有無

2 情報の提供

(1) 安否情報の照会の受付

ア 市は、安否情報の照会窓口、その電話及びFAX番号並びにメールアドレスについて、住民に周知する。

イ 住民からの安否情報の照会については、原則として安否情報対応窓口、総務省令に規定する様式に必要な事項を記載した書面を提出することにより受け付ける。ただし、書面の提出によることができない場合であって、市長が特に必要と認めるときは、電話及びFAX並びにメールでの照会も受け付ける。

ウ 市は、安否情報の照会を行う者に対し、照会をする理由、氏名及び住所（法人等にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに照会に係る者を特定するために必要な事項を記載した書面の提出を求める。ただし、電話による照会にあつては、その内容を聴取する。

(2) 安否情報の回答

ア 市は、安否情報の照会があったときは、身分証明書で本人確認を行うこと等により、当該照会が不当な目的によるものではなく、また、照会に対する回答により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがないと認めるときは、総務省令に規定する様式により、以下の事項を回答する。

(7) 当該照会に係る者が避難住民に該当するか否か

(4) 武力攻撃災害により死亡し、又は負傷した住民に該当するか否か

イ 市は、照会に係る者の同意があるとき又は公益上特に必要があると認めるときは、以下の事項について回答する。

(7) 照会に係る者の氏名、出生の年月日、男女の別、住所、国籍等の個人を識別するための情報

(4) 居所、負傷又は疾病の状況、連絡先等の安否情報

(7) 武力攻撃災害により死亡した住民にあつては、個人を識別するための情報、死亡の日時・場所及び状況、死体の所在

ウ 市は、安否情報の回答を行った場合には、当該回答を行った担当者、回答の相手の氏名や連絡先等を把握する。

### (3) 個人情報保護への配慮

ア 安否情報は個人の情報であることに鑑み、その取扱いについては十分留意すべきことを職員に周知徹底するとともに、安否情報データの管理を徹底する。

イ 安否情報の回答に当たっては、必要最小限の情報の回答にとどめるものとし、負傷又は疾病の状況の詳細、死亡の状況等個人情報の保護の観点から特に留意が必要な情報については、安否情報回答責任者が判断する。

## 3 外国人に関する安否情報

市は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集に対して、必要な協力をする。

## 第3節 各措置機関における安否情報の収集

市は、国民保護措置従事者の安否情報を収集するよう努める。